

表 5-2 ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基 準 値	適 用 範 囲	達 成 期 間
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。	・環境基準が達成されていない地域または水域にあっては、可及的速やかに達成されるよう努めること。 ・環境基準が達成されている地域または水域にあっては、その維持に努めること。 ・土壌の汚染に係る環境基準が早期に達成されることが見込まれない場合にあっては、必要な措置を講じ、土壌汚染に起因する環境影響を防止すること。
水 質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L 以下	公共用水域および地下水について適用する。	
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	公共用水域の水底の底質について適用する。	
土 壌	1,000pg-TEQ/g 以下	廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。	

(備考) 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2 大気および水質の基準値は、年間平均値とする。

3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

表 5-3 ダイオキシン類に係る大気基準適用施設

1	鉄鋼業焼結施設	焼結鉾（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が 1 時間当たり 1 t 以上のもの
2	製鋼用電気炉	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼または鍛鉾の製造の用に供するものを除く。）であって、変圧器の定格容量が 1,000kVA 以上のもの
3	亜鉛回収施設	亜鉛の回収（原料として製鋼用電気炉の集じん灰を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉾炉、溶解炉および乾燥炉であって、原料の処理能力が 1 時間当たり 0.5 t 以上のもの
4	アルミニウム合金製造施設	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（同一事業所内の圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉および乾燥炉であって、焙焼炉および乾燥炉にあっては原料の処理能力が 1 時間当たり 0.5 t 以上のもの、溶解炉にあっては容量が 1 t 以上のもの
5	廃棄物焼却炉	火床面積（二以上の廃棄物焼却炉が一体として機能する場合にあっては、その火床面積の合計。）が 0.5m ² 以上または焼却能力（二以上の廃棄物焼却炉が一体として機能する場合にあっては、その焼却能力の合計。）が 1 時間当たり 50kg 以上のもの

表 5-4 ダイオキシン類に係る大気排出基準

(単位：ng-TEQ/m³N)

特定施設の種類の種類			新 設 施設基準	既設施設基準 (平成 12 年 1 月 14 日以前に設置のもの)
鉄鋼業焼結施設			0.1	1
製鋼用電気炉			0.5	5
亜鉛回収施設			1	10
アルミニウム合金製造施設			1	5
廃棄物焼却炉	焼却能力	4 t/時以上	0.1	1
		2～4 t/時	1	5
		2 t/時未満	5	10

(備考) 既設施設のうち、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用されている。廃棄物焼却炉（火格子面積 2m² 以上または焼却能力 200kg/h 以上）および製鋼用電気炉については、新設基準が適用される。